

分類 (内容別)	分類 (機関別)	内 容
相談業務に関する意見		
	市	専門的な職員がいないので、直接相談される方が少ない。相談があった場合は、ほとんどが県の消費者センター等につなげるのみとなっている。
	市	市町村の職員は、市民に身近な存在であるため、多重債務の相談を嫌がる方が多い。
	市	相談員と法律専門家等の引継ぎがスムーズにいかないことがある。
	町	多重債務者は、小さな町だと地元の人に相談しにくい現状がある。
	町	今後内容を充実させていきたい。
	町	現在本町の窓口を直接訪れる相談者はいない。県消費者センターに直接出向かれるケースがほとんどだと思われる。今後、本町で専門的相談が受けられる窓口を設置するには人的対応等困難だが、月1回特別窓口を設置するなど対応策を検討したいと考えている。
	町	小さな町では役場と住民の距離が近すぎるので、少し離れている方が相談に行きやすいように思われる。
	町	町内で活動されている被害者の会会員が情報提供してくださるので、行政窓口で相談に来られなくとも救われている方がいる。当町は市街地から離れた地域にあり、信頼関係が築かれず行政の窓口への相談は難しいようだ。ただ専門職としての相談員がいないので、相談にこられても安心して話ができるような体制をめざしたい。
	町	専門家に相談するにしても、町内には専門家がないので町外まで出ないといけない。町外まで出る手段を持たない高齢者などの方をどうするかが課題。
	町	相談者としては身近な窓口すぎて相談しにくいようである。
	町	役場の職員と住民のほとんどが顔見知りであるため、多重債務に陥っていても相談しにくい面があるのではないかと。また、過半数が高齢者のため借金をしている人は少ないと思われる。
	町	相談件数自体は少ないが、片手間で取り組める問題ではない。必要性はかなり感じているが(多重債務に限らず)兼務の多い小さな自治体は中々取り組めないのが現状。
	村	繰り返し借金をする方のフォローをどのようにすればよいか。
相談業務に関する意見(特に多重債務者の掘り起こしについて)		
	町	未収金徴収業務を行う過程での多重債務の発見を主たるものとしているので、徴収業務自体が完了してしまえばそれ以上対象者を追及することがないため、純粋に多重債務者の発見には結びつかないこともある。
	町	相談に訪れる方がほとんどなく多重債務者数の実態の把握が出来ていない。
	町	相談自体がほとんどない為、現状が把握できない。
相談業務に関する意見(特に相談後のフォローについて)		
	市	市の財政緊縮により、現在の予算では相談体制の現状維持がやっとであり、多重債務者のフォローアップにまでは手が回らないのが実情である。
	市	専門家へ繋いだ後、相談者へどのような方法で債務整理することになったか、連絡くださいと伝えるが、ほとんど連絡なし。相談カードに方法を記入したものが、最初受け付けた所にフィードバックされるような体制が出来ると助かる。
相談体制に関する意見		
	市	職員対応による相談業務の限界を感じる。
	市	行政の事務職員は十分な専門知識がないため、専門的な知識を有する相談員の配置が必要ではないかと思う。
	市	専任ではないので担当者の知識不足が課題。
	市	現状では、多重債務者相談窓口を設置することは厳しい。
	市	現在水産商工課を窓口とし兼務職員で対応しているが、市民生活と密着した民生担当課(住民課、福祉事務所)に生活相談専任職員を配置し対応するのが効果が上がると思われる。その配置について財政的な支援を強く要望する。
	市	多重債務者の相談に適切に対応できるように職員の能力向上が必要だと感じる。
	町	職務分掌上、担当者として1名の配置があるが、戸籍や住基事務との兼務であり、専門性を持った職員がいない。実状は、県の消費者センターや法律専門家を紹介することしかできない。
	町	各種相談業務を行うには、個人情報補助のため相談室を要する。
	町	小規模自治体であるため多様な業務を掛け持つ状況で十分な体制にない。
	町	職員数が少なく消費者行政事務自体が後回しになっている(事例は少ないが広報等で紹介すれば困っている人はいると思う)。
	町	相談窓口は設けていませんが、消費者行政担当者がその都度、相談の体制にしている。
広報活動に関する意見		
	市	もっと広報をし、市民に広く相談方法を知らせることが必要と感じる。
	町	町として広報も積極的に行っていくが、全戸配布できるチラシなどがあると、広報しやすく、町民の目にも情報が留まりやすいと思う。(広報紙掲載や防災無線の広報だと、情報を見落としやすい)
	町	小規模自治体のためか4月～9月までの相談者は1人であった。電話での問い合わせもなく実状が把握できない状況であるため、広報誌、防災無線等で相談会の開催を周知している現状である。

市区町村(中国・四国)

	町	相談件数がない。広く告知し相談し易い環境を作りたい。
	町	広報誌への掲載を行っているが、町民への周知がまだまだ徹底されておらず相談件数がない状態である。
関係部署・関係機関との連携等に関する意見		
	市	行政職員による相談対応には限界がある。市の無料法律相談に来た相談者には4月の市広報を見てから4ヶ月悩んで相談に来たという人がいた。そういった人に相談窓口を教えることも大事だが、専門機関との連携を進め、安心して相談できる体制を作る必要がある。
	市	市町村では、弁護士、司法書士との連携し、アポイントメントを取る体制を作り、相談者が、専門家に早く相談できるようにすることしかできないと思う。
	市	本人の同意が無い場合、他の部署へ通知ができないので連携が取れない。
	市	市の範囲では困難。県で総括企画の相談会を継続していただければと思う。
	市	関連担当課への協力依頼を国や県のレベルでも行っていただければ連絡体制をよりとりやすくなると思われる。
	町	社協の事業である心配ごと相談を経由し、弁護士専門相談で回答をいただいているケースが多い。島根県弁護士会からの派遣により行っているため、今後も弁護士会のご協力を仰ぎたい。
	町	人的に相談業務専任者の設置が難しいため、県主催の近隣地域での相談会の開催はありがたい。
	町	現在税等徴収強化策の検討会を参事会で検討しているが、現場の徴収職員の多重債務問題に対する理解からはじめなければならないと考えている。
	村	相談件数がないものの、役場総務課、社会福祉協議会との連携が必要と思われる。
情報提供・研修等に関する意見		
	市	相談職員の多重債務学習会を開催したい。
	町	職員のみで対応しており専門性が低いため、情報提供等引き続き協力をお願いしたい。
弁護士会・司法書士会に対する意見		
	町	相談者は行政より専門家に相談したいと思うので、弁護士の無料相談会の回数等を増やしてほしいと思う
法テラスに関する意見		
	市	弁護士事務所のある岡山までは、なかなか足が向いていかないようである。
	市	民事法律扶助制度の決定期間の短縮を希望。
	市	法テラスを利用する場合、距離的な問題がある。
国・金融庁の取組みに対する意見		
	市	ヤミ金対策の充実が必要。
国・金融庁の取組みに対する意見(特にセーフティネット貸付けについて)		
	市	社会福祉協議会の貸付制度を利用することができない多重債務者へのセーフティネット貸付制度を整備して頂きたい。
その他の意見等		
	市	収入のない人に対する債務整理の方法の確立が必要と思われる。